

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成28年6月23日（平成28年（行個）諮問第108号）

答申日：平成30年1月29日（平成29年度（行個）答申第183号）

事件名：本人に対する労災補償給付の不支給決定に関する調査復命書等の一部
開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「平成27年特定月日付けで特定労働基準監督署が決定した私の労災補償不支給決定にかかる調査結果復命書及びその添付書類」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の6欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、石川労働局長（以下「処分庁」という。）が、平成28年2月1日付け石労発0201第2号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

特定労働基準監督署の調査では、被災者が言っていた契約のミスについては問題視していない様ですが、どのように判断し結論を出されたのか明確ではない。ぜひ、結論に至った情報について開示願います。

（2）意見書

ア 対象文書の1の①、2の①、7、9の①、10の①、17、18の②、27の①、28の②、29の①、30、31の①、36の①、37の①、39の①、41の①、42の②について

（ア）諮問庁の説明

諮問庁は、請求者以外の氏名、印影など、請求者以外の個人に関する情報であって、請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるから法14条2号本文に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないことから、不開示が妥当と説明

する。

(イ) 審査請求人の意見

たしかに上記対象文書には個人識別情報が含まれてはいるが、不開示の範囲が個人識別情報以外の情報にも及んでおり、当核部分については開示されなければならない。

特に法14条2号の情報については、法15条2項において個人識別情報記載部分を除いた部分は「不開示情報にふくまれないものとみなす」と規定されており、不開示情報は厳格に制限されなければならない。

この点、諮問庁の判断では個人識別情報として不開示情報とされる範囲が広汎に過ぎるのであって違法又は不当なものである。

イ 対象文書の1の③, 2の③, 3, 5, 18の③, 21の①, 22, 23の②, 24, 26, 27の②, 29の②, 31の②, 32, 36の②, 37の②, 38の②, 39の②, 41の②, 42の①について

(ア) 諮問庁の説明

諮問庁は、特定労働基準監督署の調査官等が本件労災請求に関して請求者以外に特定個人から聴取した内容等であって、開示により被聴取者等が不当な干渉を受ける懸念があり、請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるから法14条2号本文に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないことから、不開示が妥当と説明する。

(イ) 審査請求人の意見

a まず、諮問庁の説明する被聴取者等に対する不当な干渉の内容自体が極めて不明確である。また、何らかの干渉が生じる可能性が抽象的には存在するとしても、個人識別情報を不開示とするならば、もはや何らかの干渉が生じる具体的な可能性は存在しない。さらに、審査請求人やその関係者から使用者側や同僚等に干渉等する可能性があるというのであれば、審査請求人やその関係者は、使用者側や同僚等の存在についてすでに知っているのであって、干渉するのであればすでに行われているはずである。しかし現在に至るまで審査請求人やその関係者から個人の権利利益を侵害するような干渉は何ら行われていない。したがって、今さら審査請求人やその関係者が、被聴取者等に対し、その個人の権利利益を侵害するような干渉を行うことは考えられない。

b また、被災者は石川県庁を相手とする契約交渉を担当しており、この契約交渉に関して被災者がトラブルを抱えている旨を口にしてきたことが判明している。すると、労基署の調査官等が聴取した相手には、当該契約に関係する石川県庁の職員が含まれている

ことが容易に想定できる。そして、石川県庁の職員からの聴取内容は、法14条2号ただし書ハの定める開示情報である「公務員等の職及び当該職務遂行の内容にかかる部分」に該当する。

したがって、石川県庁の職員等の公務員からの聴取内容については、開示されなければならない。

- c さらに、上記aのとおり、本件においては、個人識別情報部分を除くことで審査請求人やその関係者から被聴取者等への干渉のおそれがほぼ皆無となる。すなわち、個人の権利利益が害されるおそれがなくなるのである。

したがって、個人識別情報を除く部分については、法15条2項に基づき不開示情報から除外されるのであって、開示されなければならない。

- d 以上aないしcから明らかなおとおり、諮問庁の判断は、個人識別情報を除いた部分についても不開示とする点で、違法または極めて不当な判断である。

- ウ 対象文書1の②、2の②、3、8、12、13、20、21の①、21の②、22、23の①、23の②、24、25の①、26、38について

(ア) 諮問庁の説明

諮問庁は、特定事業場の業務内容に関する情報等であり、当該事業場等が一般に公にしていらない内部情報であって、仮に開示されると、不満を抱いた労災請求人等から不当な干渉を受けることが懸念され、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるから、法14条3号イに該当し、不開示が妥当と説明する。

(イ) 審査請求人の意見

審査請求人及びその関係者が使用者側や職場の同僚に不当な干渉を行うような具体的なおそれがないことは既に述べたとおりである。

また、諮問庁の判断では不開示情報が広汎に過ぎる。法15条1項により、不開示情報部分を除いた部分については開示しなければならないが、諮問庁の判断では不開示情報に含まれない開示情報までもが不開示になっている。

したがって、諮問庁の判断は違法又は不当な判断である。

- エ 対象文書1の③、2の③、3、5、18の③、21の①、22、23の②、24、26、27の②、29の②、31の②、32、36の②、37の②、38の②、38の③、39の②、41の②、42の①について

(ア) 諮問庁の判断

諮問庁は、開示により被聴取者が心理的に大きな影響を受け、事実関係の申述をちゅうちょし、申述を意図的に忌避する事態が発生し、公正で的確な労災認定を実施するために必要不可欠な事実関係について申述を得ることが困難になり、この点で労基署の労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障が及ぼすおそれがあるから、法14条7号柱書きに該当し、不開示が妥当と説明する。

(イ) 審査請求人の意見

諮問庁の説明するような被聴取者が心理的に大きな影響を受ける場合とは、被聴取者の個人識別情報が開示され、被聴取者が特定されるような場合が考えられる。しかし、被聴取者が特定されるような個人識別情報に関しては不開示情報とされるのであるから、個人識別情報以外の情報を開示することで被聴取者が特定されることはなく、被聴取者が心理的に大きな影響を受けることは想定しがたい。

したがって、個人識別情報を除外してもなお労基署の労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障が及ぶおそれがあるとの諮問庁の判断は、違法又は不当なものである。

オ 対象文書の1の②、2の②、3、8、12、13、20、21の①、21の②、22、23の①、23の②、24、25の①、26、38の③について

(ア) 諮問庁の説明

諮問庁は、守秘義務という信頼に基づき、理解と協力を求めた上で得られたものであるから、当該情報を開示した場合には関係者の信績を失い、労災認定への協力をちゅうちょさせることになり、公正で的確な労災認定を実施するために必要な事実関係を把握することが困難になり、この点で労基署の労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障が及ぼすおそれがあるから、法14条7号柱書きに該当し、不開示が妥当と説明する。

(イ) 審査請求人の意見

法14条が原則的な開示義務を課す開示請求制度を定めた趣旨は、行政庁の判断が恣意的に行われることを阻止し、適切な行政運営を確保することにある。そして、被聴取者の信頼保護との関係では、個人識別情報等を不開示とする法14条2号において均衡が図られている。これとは別に更に法14条7号において被聴取者の信頼保護を考慮することは想定されていない。したがって、法14条2号に加えて、同条7号において重ねて被聴取者の信頼保護を考慮するとの諮問庁の判断は違法又は不当なものである。

カ 結論

以上のとおり、諮問庁の説明のうち、法14条2号、3号イ及び7

号柱書きに基づいて原処分を維持して不開示とすることが妥当との部分は、違法又は不当な判断であって、これを理由に不開示とする部分についても開示されなければならない。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

(1) 審査請求人は、平成28年1月4日付けで、処分庁に対して、法12条1項の規定に基づき、「平成27年特定月日付けで、特定労働基準監督署長が決定した私の労災補償不支給決定にかかる調査結果復命書及びその添付書類」に係る開示請求を行った。

(2) これに対して、処分庁が平成28年2月1日付け石労発0201第2号により部分開示決定（原処分）を行ったところ、審査請求者がこれを不服として、平成28年3月23日付け（同月25日受付）で審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、別表中「4原処分において不開示とされている部分」欄に掲げる情報については、法14条2号、3号イ及び7号柱書きに基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

3 理由

(1) 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、平成27年特定月日付けで、特定労働基準監督署長が決定した請求者の労災補償不支給決定にかかる調査結果復命書及びその添付書類である。

(2) 不開示情報該当性について

ア 法14条2号の不開示情報

(ア) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1の①、2の①、7、9の①、10の①、17、18の②、27の①、28の②、29の①、30、31の①、36の①、37の①、38の①、39の①、41の①及び42の②の不開示部分は、請求者以外の氏名、印影など請求者以外の個人に関する情報であって、請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため、当該情報は、法14条2号本文に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1の③、2の③、3、5、18の③、21の①、22、23の②、24、26、27の②、29の②、31の②、32、36の②、37の②、38の②、38の③、39の②、41の②及び42の①の不開示部

分は、特定労働基準監督署の調査官等が本件労災請求に係る処分を行うにあたり、請求者以外の特定個人から聴取をした内容等である。当該聴取内容等に関する情報が開示された場合には、被聴取者等が、不当な干渉を受けることが懸念され、請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため、当該情報は、法14条2号本文に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

イ 法14条3号イの不開示情報

(ア) 別表に記載した情報のうち、文書番号9の②、10の②、18の①、25の②、27の③及び28の①の不開示部分は、特定事業場等の印影である。印影は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものであり、かつ、これにふさわしい形状のものであることから、これらの情報が開示された場合には、偽造により悪用されるおそれがある等、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 別表に記載した情報のうち、文書番号1の②、2の②、3、8、12、13、20、21の①、21の②、22、23の①、23の②、24、25の①、26及び38の③の不開示部分は、特定事業場の業務内容に関する情報等であり、当該事業場等が一般に公にしていなかった内部情報である。そのため、仮にこれらの情報が開示された場合には、当該事業場が、当該内容に不満を抱いた労災請求人等から不当な干渉を受けることが懸念され、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条7号柱書きの不開示情報

(ア) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1の③、2の③、3、5、18の③、21の①、22、23の②、24、26、27の②、29の②、31の②、32、36の②、37の②、38の②、38の③、39の②、41の②及び42の①の不開示部分は、特定労働基準監督署の調査官等が本件労災請求に係る処分を行うにあたり、請求者以外の特定個人から聴取した内容等である。これらの聴取内容等が開示された場合には、請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあることは、上記ア(イ)で既に述べたところである。

加えて、これらの情報を開示するとした場合、被聴取者が心理的に大きな影響を受け、被聴取者自身が把握・認識している事実関係

について申述することをちゅうちょし、労災請求人側、事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがある。したがって、これらの情報は、開示することにより、労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きの不開示情報に該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1の②、2の②、3、8、12、13、20、21の①、21の②、22、23の①、23の②、24、25の①、26及び38の③の不開示部分は、特定事業場の業務内容に関する情報等であり、当該事業場が一般に公にしていない内部情報である。これらの情報が開示された場合には、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な権利を害するおそれがあることは、上記イ(イ)で既に述べたところである。

さらに、これらの情報は、守秘義務により担保された労災補償行政に対する信頼に基づき、当該事業場に理解と協力を求めた上で得られたものであるから、当該情報を開示とした場合には、このことを知った事業場だけでなく関係者の信頼を失い、労災認定の調査への協力をちゅうちょさせることとなり、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要な事実関係を把握することが困難となる。したがって、これらの情報は開示することにより労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

4 結論

以上のとおり、本件対象保有個人情報については、原処分の一部を変更し、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、別表中「4原処分において不開示とされている部分」欄に掲げる情報については、法14条2号、3号イ及び7号柱書きに基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|---------------|
| ① | 平成28年6月23日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年7月14日 | 審議 |
| ④ | 同月25日 | 審査請求人から意見書を收受 |

⑤ 平成29年11月9日 本件対象保有個人情報の見分及び審議

⑥ 平成30年1月25日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「平成27年特定月日付けで特定労働基準監督署が決定した私の労災補償不支給決定にかかる調査結果復命書及びその添付書類」に記録された保有個人情報であり、具体的には、別表に掲げる文書番号1ないし文書番号42に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は法14条2号、3号イ及び7号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、不開示部分の全てを開示すべきとしている。

これに対して、諮問庁は、諮問に当たり、原処分における不開示部分の一部を新たに開示することとするが、その余の部分については、法14条2号、3号イ及び7号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当としていることから、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 別表の6欄に掲げる部分について

ア 通番20について

当該部分は、特定事業場が、特定労働基準監督署に提出した意見書の内容の一部であるが、諮問庁が諮問に当たり新たに開示としている情報と同じ内容である。当該部分は、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、審査請求人が知り得る情報であることから、同号ただし書イに該当し、また、これを開示しても、労働基準監督機関における労災認定等の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

イ 通番25について

当該部分は、既に原処分で開示されている情報と同じ内容であり、これを開示しても、特定の事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、また、労働基準監督機関における労災認定等の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条3号イ及び7号柱書きのいずれ

にも該当せず，開示すべきである。

(2) その余の部分について

ア 法14条2号該当性について

(ア) 通番1及び通番4について

当該部分は，「事業場（所属部署）内における当該労働者の位置づけ」欄であり，特定事業場の関係者の氏名及び役職が記載されており，かつ，聴取実施者には○印が付記されている。

聴取実施者の職氏名及び聴取実施者であることを示す○印の有無は，一体として法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができるものに該当し，同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められず，当該部分は一体として個人識別部分であることから，法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって，当該部分は，法14条2号に該当し，不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番9，通番11，通番13，通番19，通番31，通番35，通番36，通番38，通番39，通番42，通番44，通番46，通番49及び通番51について

当該部分は，審査請求人以外の個人の氏名，職業，所属する事業場名，役職，住所，生年月日及び印影であり，それぞれ一体として法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができるものに該当し，同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められず，当該部分は個人識別部分であることから，法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって，当該部分は，法14条2号に該当し，不開示とすることが妥当である。

(ウ) 通番17について

a 当該部分（下記bを除く。以下aにおいて同じ。）は，被災労働者以外の氏名，所属，生年月日，性別，報告番号及び健康診断結果であり，それぞれ，一体として，法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができるものに該当し，かつ，審査請求人が知り得る情報であるとは認められないことから，同号ただし書イに該当せず，同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

当該部分のうち，個人の氏名，所属，生年月日，性別及び報告番号は，個人識別部分であることから，法15条2項による部分開示の余地もない。その余の部分は，健康診断結果の内容及

びその内容に対する医師の意見であり、一般的に他人に知られたくない情報であり、かつ、同僚等の関係者にとって、当該個人を特定する手掛かりとなり得るものであることから、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがないとは認められず、部分開示できない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

- b 医師の意見欄の医師の氏名及び印影については、上記（イ）と同様の理由により、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(エ) 通番54について

当該部分は、地方労災医員の印影であり、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものに該当する。

地方労災医員の氏名は「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」（平成17年8月3日付け情報公開に関する連絡会議申合せ）における「職務遂行に係る情報に含まれる当該職員の氏名」に該当し、特段の支障の生ずるおそれがある場合を除き、開示することとされているが、印影まで開示する慣行があるとは認められない。また、法14条2号ただし書きないしハに該当する事情も認められず、個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 法14条3号イ該当性について

通番12、通番14、通番18、通番29、通番33及び通番34は、特定事業場の印影である。当該印影は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものであり、かつ、これにふさわしい形状のものであることから、これを開示すると当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められ、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条2号及び7号柱書き該当性について

(ア) 通番3、通番6、通番8、通番43、通番45及び通番47について

- a 当該部分のうち、特定労働基準監督署の担当調査官が、聴取した被聴取者の職名、氏名、署名、印影及び指印部分については、それぞれ法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの

に該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。また、当該部分は個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、同条7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

- b その余の部分については、特定労働基準監督署の担当調査官が、審査請求人以外の第三者から聴取した内容又は審査請求人以外の第三者が担当調査官に提出した資料から引用した内容であり、これらを開示すると、被聴取者が、労災給付請求者である審査請求人からの批判等を恐れ、被聴取者自身が認識している事実関係等について直接的な申述を行うことをちゅうちょし、労災給付請求者側又は所属事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するなど、正確な事実関係の把握が困難となるおそれがあり、労働基準監督機関が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

- (イ) 通番20、通番32、通番37、通番40、通番41、通番50、通番52及び通番53について

通番20、通番32、通番41、通番50及び通番52は、特定事業場が特定労働基準監督署に提出した資料及び特定労働基準監督署の担当調査官が、審査請求人以外の第三者から聴取した内容であり、通番37、通番40及び通番53は、医師が特定労働基準監督署の求めに応じて提出した意見であり、上記(ア)bと同様の理由により、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

- エ 法14条3号イ及び7号柱書き該当性について

- (ア) 通番2及び通番5について

当該部分は、特定事業場の外注業者名であり、一般に公にしておらず、審査請求人が知り得る情報であるとは認められないから、これを開示すると、取引関係の面等において、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、同条7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

- (イ) 通番10、通番15、通番16、通番21、通番23及び通番25について

当該部分は、特定事業場が、特定労働基準監督署に提出した特定事業場との取引先の法人名、営業日報、就業規則、契約金額など一般に公にしていらない内部資料であり、審査請求人が知り得ないものであり、これを開示すると、当該事業場だけでなく関係事業者の信頼を失い、労災認定の調査への協力をちゅうちょさせることとなるなど、正確な事実関係の把握が困難となるおそれがあり、労働基準監督機関が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条3号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(ウ) 通番28について

当該部分は、特定事業場と都道府県との委託金額であり、一般に公にしていらない内部資料であることから、上記(イ)と同様の理由により、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条3号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

オ 法14条2号、3号イ及び7号柱書き該当性について

(ア) 通番7について

a 当該部分のうち、審査請求人以外の個人の職氏名の部分については、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、上記ア(イ)と同様の理由により、同号に該当し、同条3号イ及び7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

b その余の部分については、これを開示すると特定事業場が、特定労働基準監督署に提出した当該事業場の一般に公にしていらない内部情報が分かることから、上記エ(イ)と同様の理由により、法14条7号柱書きに該当し、同条2号及び3号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番22、通番24、通番26、通番27、通番30及び通番48について

当該部分は、特定事業場が、特定労働基準監督署に提出した一般に公にしていらない内部資料であり、いずれも審査請求人が知り得ないものであるため、上記エ(イ)と同様の理由により、法14条7号柱書きに該当し、同条2号及び3号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 その他について

当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、審査請求人は、特定労働基準監督署長による労災保険給付の不支給決定を不服として、石川労働者災害補償保険審査官に対し、労働者災害補償保険法に基づく審査請求を提起しており、原処分後に、上記労災保険給付に係る審査請求事件について、石川労働者災害補償保険審査官による決定がなされ、審査請求人に対しては既に当該決定書の送付がなされている。また、その後、審査請求人から労働保険審査会に再審査請求がなされ、審査請求人に対して、当該事件に係る一連の審査資料がまとめられた、いわゆる事件プリント及び労働保険審査会の裁決書が送付されているとのことであった。本件開示請求に係る原処分時においては、当該決定書、事件プリント及び裁決書の内容を審査請求人が知り得る状況ではないが、当該決定書等の送付により、当該決定書等記載の情報については不開示とする事情は失われていると認められることから、諮問庁の現時点における対応としては、当該決定書等により審査請求人が知り得る情報については開示することが望ましい。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は法14条2号、3号イ及び7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁が、同条2号、3号イ及び7号柱書きに該当するとして、なお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の6欄に掲げる部分を除く部分は、同条2号、3号イ及び7号柱書きに該当すると認められるので、不開示とすることは妥当であるが、別表の6欄に掲げる部分は、同条2号、3号イ及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別表

1 文 書 番 号	2 対 象 文 書 名	3 通 番	4 原 処 分 において不開示を維 持する部分	5 不開示情報 (法 1 4 条該 当号)			6 開 示 す べ き 部 分
				2 号	3 号 イ	7 号 柱 書 き	
1	精 神 障 害 の 業 務 起 因 性 判 断 の た め の 調 査 復 命 書	1	① 1 8 頁のうち，常務取締役 の役職氏名を除く不開示部分	○			
		2	② 2 頁不開示部分，1 1 頁 「認定事実」欄のうち，3 行 目 4 8 文字目ないし 4 行目 3 文字目，4 行目 5 6 文字目な いし 5 行目 8 文字目，5 行目 3 3 文字目ないし 4 2 文字目		○	○	
		3	③ 3 頁ないし 6 頁の不開示部 分，8 頁ないし 1 6 頁の不開 示部分（1 1 頁の不開示部分 のうち②に掲げる部分を除 く。）	○		○	
			④ 1 8 頁の常務取締役の役職 氏名部分	新たに開示			
2	医 学 的 意 見 の 要 否 等 に 係 る 調 査 復 命 書	4	① 1 7 頁のうち，常務取締役 の役職氏名を除く不開示部分	○			
		5	② 3 頁不開示部分，1 2 頁 「認定事実」欄のうち 3 行目 4 8 文字目ないし 4 行目 3 文 字目，4 行目 5 6 文字目ない し 5 行目 8 文字目，5 行目 3 3 文字目ないし 4 2 文字目		○	○	
		6	③ 4 頁ないし 7 頁の不開示部 分，9 頁ないし 1 5 頁の不開 示部分（1 2 頁の不開示部分 のうち②に掲げる部分を除 く。）	○		○	

			④ 17頁の常務取締役の役職氏名部分	新たに開示			
3	資料一覧	7	①項番20を除く不開示部分	○	○	○	
			②項番20の不開示部分	新たに開示			
4	遺族補償年金支給請求書等		-				
5	電話録取書①等	8	1頁不開示部分全て	○		○	
6	パンフレット		-				
7	組織図	9	① 1頁取締役氏名，監査役氏名及び右上の記号解説部分，2頁取締役氏名，監査役氏名，被災労働者氏名及び右上の記号解説部分を除く不開示部分全て	○			
			② 1頁取締役氏名，監査役氏名及び右上の記号解説部分，2頁取締役氏名，監査役氏名，被災労働者氏名及び右上の記号解説部分	新たに開示			
8	就業規則等	10	不開示部分全て		○	○	
9	時間外労働に関する協定届等	11	①労働者代表者に係る不開示部分全て	○			
		12	②使用者代表者印影部分		○		
10	1年単位の變形労働時間制に関する協定等	13	①労働者代表者に係る不開示部分全て	○			
		14	②使用者代表者印影部分		○		
11	履歴書等		-				
12	営業日報①	15	不開示部分全て		○	○	

1 3	営業日報 ②	1 6	不開示部分全て		○	○	
1 4	出勤簿		-				
1 5	パソコン ログ等		-				
1 6	貸金台帳		-				
1 7	健康診断 結果一覧 表	1 7	不開示部分全て	○			
1 8	事業主申 立書	1 8	① 1 頁使用者代表者印影部分		○		
		1 9	② 1 頁記入者職氏名及び印影 部分	○			
		2 0	③ 1 頁「3 本人の業務内 容・業務量の変化の状況」の 不開示部分, 「4 業務によ る精神的負荷の状況」1 行 目, 2 頁ないし6 頁の不開示 部分全て, 7 頁の不開示部分 (20 行目を除く。)	○		○	7 頁 2 3 行目 ないし 2 4 行 目
			④ 7 頁 2 0 行目	新たに開示			
1 9	自己申告 書		不開示部分全て	新たに開示			
2 0	事業場提 出資料①	2 1	不開示部分全て		○	○	
2 1	事業場提 出資料②	2 2	① 1 頁ないし 9 頁及び 1 4 頁 ないし 1 8 頁の不開示部分	○	○	○	
		2 3	② 1 0 頁ないし 1 3 頁及び 1 9 頁ないし 2 2 頁の不開示部 分		○	○	
2 2	事業場提 出資料③	2 4	不開示部分全て	○	○	○	
2 3	事業場提 出資料④	2 5	① 1 頁ないし 3 頁及び 7 頁な いし 1 6 頁の不開示部分		○	○	1 頁な いし 3 頁

		2 6	② 4 頁ないし 6 頁の不開示部分	○	○	○	
2 4	事業場提出資料⑤	2 7	不開示部分全て	○	○	○	
2 5	業務委託契約書	2 8	① 1 頁不開示部分及び 5 頁金額に係る不開示部分		○	○	
		2 9	② 2 頁, 3 頁, 5 頁, 6 頁の事業場印影の不開示部分		○		
2 6	事業場提出資料⑥	3 0	不開示部分全て	○	○	○	
2 7	質問事項等	3 1	① 1 頁 2 行目 1 4 文字目ないし 2 7 文字目, 3 頁 4 行目不開示部分	○			
		3 2	② 1 頁 5 行目ないし 2 頁 5 行目 (項番及び問番号を除く。), 3 頁 5 行目ないし 3 1 行目不開示部分, 4 頁 2 行目ないし 3 2 行目, 5 頁 4 行目ないし 1 5 行目	○		○	
		3 3	③ 5 頁印影部分		○		
2 8	受診経歴等の提出依頼について (回答)	3 4	① 1 頁印影部分, 5 頁印影部分		○		
		3 5	② 5 頁給付課担当者氏名部分, 8 頁及び 1 0 頁保険医氏名部分	○			
2 9	意見書	3 6	① 1 頁ないし 2 頁の医師氏名部分及び印影部分	○			
		3 7	② 1 頁 3 1 行目 2 0 文字目ないし 3 2 行目最終文字, 2 頁 1 行目ないし 1 2 行目	○		○	
3 0	診療録	3 8	不開示部分全て	○			
3 1	面談記録①	3 9	① 1 頁 2 行目 1 3 文字目ないし 2 4 文字目, 3 2 文字目ないし最終文字	○			

		4 0	② 1 頁 4 行目ないし 2 5 行目 (項番を除く。)	○		○	
3 2	発見時の 状況等につ いて(回 答)	4 1	① 5 頁 5 行目ないし 1 5 行目 の不開示部分	○		○	
			② 5 頁 2 行目及び 3 行目の不 開示部分	新たに開示			
3 3	出勤時の 状況につ いて(回 答)		-				
3 4	聴取書①		-				
3 5	聴取書②		-				
3 6	聴取書③	4 2	① 1 頁 2 行目 3 文字目ないし 最終文字, 3 行目 3 文字目な いし最終文字, 4 行目 3 文字 目ないし最終文字, 5 行目 7 文字目, 8 文字目, 1 0 文字 目, 1 2 文字目, 1 5 文字 目, 1 6 文字目	○			
		4 3	② 1 頁 8 行目ないし 8 頁 2 行 目の不開示部分(項番を除 く。)	○		○	
3 7	聴取書④	4 4	① 1 頁 2 行目 3 文字目ないし 最終文字, 3 行目 3 文字目な いし最終文字, 4 行目 3 文字 目ないし最終文字, 5 行目 7 文字目, 8 文字目, 1 0 文字 目, 1 2 文字目, 1 3 文字目	○			
		4 5	② 1 頁 8 行目ないし 6 頁 2 行 目の不開示部分(項番を除 く。)	○		○	
3 8	聴取書⑤	4 6	① 1 頁 2 行目 3 文字目ないし 最終文字, 3 行目 3 文字目な いし最終文字, 4 行目 3 文字 目ないし最終文字, 5 行目 7	○			

			文字目， 8文字目， 10文字目， 12文字目， 13文字目， 16文字目， 17文字目				
		4 7	② 1頁8行目ないし6頁5行目の不開示部分（項番を除く。）	○		○	
		4 8	③ 7頁ないし14頁の不開示部分	○	○	○	
			④ 15頁ないし17頁の不開示部分	新たに開示			
3 9	面談記録 ②	4 9	① 1頁2行目12文字目ないし19文字目， 23文字目ないし3行目6文字目	○			
		5 0	② 1頁4行目ないし2頁31行目不開示部分（項番を除く。）	○		○	
4 0	電話録取書②		-				
4 1	電話録取書③	5 1	① 1頁2行目14文字目ないし27文字目	○			
		5 2	② 1頁4行目ないし18行目の不開示部分	○		○	
4 2	協議意見等	5 3	① 3頁15行目9文字目ないし16行目4文字目， 16行目8文字目ないし42文字目， 17行目24文字目ないし18行目10文字目， 18行目26文字目ないし19行目35文字目， 4頁20行目19文字目ないし21行目最終文字， 33行目36文字目ないし34行目42文字目	○		○	
		5 4	② 5頁印影部分	○			

注) 理由説明書の文書番号7の①， 文書番号29の②， 文書番号42の①の別表部分には， 誤植があったために， 当審査会事務局で訂正した。